



Title	討論
Author(s)	鈴木, 禄彌; SUZUKI, Rokuya; 藤原, 正則 他
Citation	北大法学論集, 55(6), 267-288
Issue Date	2005-03-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15338
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(6)_p267-288.pdf



討 論

吉田 邦彦(司会) 質疑・討論に移りたいと思います。大変興味深いお話で、最後のほうは論文を書く秘訣みたいなお話でございました。この点は、私の先生方の世代の論文がどうして面白いのか、ということに関係する話だと思えますし、「批判的精神を忘れるな」というメッセージは、今の時代にこそ必要であるようにも考えられるのです。先程申ししたように、最近はそのことを整理するだけで、なかなか自分の意見、立場を表明しない論文が多いのですけれども、それに対して私の先生の世代の頃は、違っていました。例えば、来栖先生が十数年前に札幌にこられたときにもおっしゃってよく覚えていますが、論文を書く際には、「何か言ってやろうと絶えず思っていた」とのことでした(とはいえ、来栖先生のお書きになったものも含意をつかむのは難しいのですけれども)。それから、平野龍一先生の刑法の講義でも、開口一番、「疑ってかかることだ、それが勉強すると言うことなのだ」って言われました。私は民法を、最初に(民法一部で)米倉明先生に、その次に(民法二部は)平井直雄先生に、お二方とも一番油の乗ったところに習いまして、両先生からの同様の意味での刺激というのは非常に大

きかつたわけです。各先生が抱かれている、既存の議論に対する疑問をぶつけてこられる講義でした。こちらはやはり知的刺激を求めて習っていたわけですので、これは痛快で、かつ非常に考え抜かれたものでした。鈴木先生にもまた後からお聞きしようかなと思えますが、米倉先生は鈴木先生と似ていると思うのです。私はアメリカにいた頃に、議論の似ている先生たちとその相互の異同をお尋ねしたこともあるのですが、向こうの人は研究上の個人主義というのが確立していますので、各論者自身の立脚点というか、基本的な社会観、方法論上の自身の立場を大事にし、またそれぞれがオリジナリティを求めて持っているというところがあります。自分はこの点ではだれだれと似ているかもしれないけれども、自分のアイデンティティはここにあり、だれだれさんの問題点についてはこう思っていると、すぐ答えが返ってくるのです。よく言われることですが、「できる方は、好き嫌いがはつきりしている」のですね。この論文はいい、これはよくないなどと、アメリカで向こうの先生と議論しているとリアクションが返ってきて、いろいろ教えられるのです。

我々の先生の世代の民法学者の議論が何故面白かったかを考えますと、一つは、かつては日本でもアメリカ同様に、先生方

それぞれが「一匹狼」で個人主義的に遣り合っていたからではないかと思えます。ところが最近はどうでしょう。似たもの同士が相互に讀み合い、これに批判的議論をしようとするや煙たがられるという雰囲気、つまり、研究上の個人主義とは対蹠的な集団主義的なものがあるのですね。リベラルで自由闊達な論議とは異質な権威主義すらある感じも受けるのですが、杞憂でしょうか。ともかく学界の雰囲気が大きく変わってきたことは確かのように思います。

それからもう一つは、方法論上の問題がありますね。私どもの恩師の世代は、分野を問わず、リアリズム法学の影響が大きく、法教義学に距離を置いて機能主義的に批判分析をして、さらに他の学問分野にも開かれていた（ハートのいわゆる「外的視点」からの考察が、刺激を与えていた）。最近はその状況が変わってきているわけです。平井先生の第二次法解釈論争は、基礎理論的には、哲学における「解釈的転回」などとも対応している。認識論上の刷新を踏まえて、法的議論を位置づけるなど、教えられるところは少なくないのですが、その後の後進が進んだ道は、教授がいう「正当化のプロセス」ばかりが内向き志向で前面に出て、法教義学とか法的性質決定とか、悪くいえば概念法学がカムバックして覆い尽くすようになり、かつての利益考量

論が見せた「発見のプロセス」による脱構築のおもしろさはあまり語られなくなりました。この点、アメリカでは、批判法学をはじめ、リアリズム法学の遺産は根付いていると痛感しますが、わが国の昨今の様子は、事情は随分違っており、学生・助手時代に強く感じていたわが国のリアリズム法学は、こんなにもろいものだったのかという思いが強いです。ともかくこうしたことも、近年の日本民法学の退潮の背景だと思えますし、それが最近の予備校的なマニユアル的民法教育と奇妙な形でドッキングしてしまっているのも残念なことです。そういう今だからこそ、われわれは、機能主義的な鈴木民法学の意義をもう一度考え直してみなければならぬと思います。こうして先生に無理をお願いして、こういう機会を設けて頂けたわけです。

さて今日の鈴木先生の話に戻りますけれども、アメリカ法学の基盤をなすリアリズム法学の懐疑主義 (skepticism) については、カール・ルウエリンのルール懐疑主義、それからジェローム・フランクの実事懐疑主義という形で議論がなされておりますけれども、講演の最後のほうで鈴木先生も、既存のものを勉強するにしても、それを鵜呑みにしないとおっしゃっていたのは、そこでの懐疑主義の精神に通ずるもののように思われます。そして、本当の意味での内発の方法論というのを確立するため

には、日本のもの、自前のものを限りなく扱うにしても、具体的なもの、事象と絶えず向き合って、インタラクティブに対応していなければならぬということだろうと思います。そして鈴木先生はそれを実践された方なのだなとも思います。それから今日のお話の中では、明確には出てこなかったと思いますけれども、やはり意識されたのは、川島武宜先生の峻別の論理だと思つたのですね。それは広中俊雄先生に受け継がれた。だから、東北大学の民法研究会の議論というのはものすごくレベルが高かつたのだらうと思つたのですが、それぞれ思考様式の違う方たち、ぶつかり合つて、火花が飛び散るような議論というのをなされていたからだと思つたのです。その議論をお聞きしたかつたなあと非常に思つたのです。私が助手になつたころ、鈴木先生は私法学会で不動産登記ないし物権変動の問題とか担保制度の問題とか、第一線で丁々々止の議論をなさつておられて、そして今でも第一線で研究しておられることを本講演への姿勢から痛感しています。私が助手のころ、先生は私法学会ではるか遠くに仰ぎ見る存在だつたわけでして、本当に今日こうして北大に来てくださったことに感謝しております。それでは、どなたからでもご自由に、質問してくださいと思つたと思います。ちよつと遠くの人は大きな声で、質問してくださいと思つたと思います。

藤原 正則 先生の今日のお話を伺いまして、売買契約した際の所有権移転時期の問題なのですが、鈴木先生の論文は段階的に所有権が移るのだとよくネーミングされますよね。段階的に、なし崩し的に所有権が移る。それで、そのネーミングはちよつとおかしいのかなと思つていました。といいますのは、先生は移転の時期の問題にするのは馬鹿げているとおっしゃつたわけで、ある具体的な問題に即して要件効果を考えておけば充分なのであつて、段階的に移るといふ問題視角で考えたらおかしいかと思つたのですね。ところが今日の先生のお話を伺つてみますと、五〇点と六〇点の話が出てきました、もう一つグレイゾーンがあるというような話をされました。でも、所有権移転に関してはグレイゾーンの問題ではないといえますよね。それは全然別な問題ですよ。所有権移転の時期に関して言うと、あれは要するに個別的に分解して考えれば、それでいいという、そういうことですよ。あれはグレイゾーン、近似値の問題ではないですよ。

鈴木 稜彌 しかし、非常に細かい、微分積分の中ではね、非常に細かいやつが集積してやがて全部に変わるわけでしょう。だから、一・〇の間には、一・〇から無限に細かい段階があるわけですね。それと同じようなのだと考へている。だから、

それは勿論場合によるわけです。所有権移転の場合でも、代金支払が一番わかりやすいのですが、いくら払ったら代金支払いが済んだことになるかは、少しずつ違う。だから、勿論、そういう風に、微分的にならない場合もありますね。もつとも、引渡しについては、大体いっぺんになされるということで引渡し要件はきまるわけけれども、しかし、引渡しだけが問題じゃなくて、代金支払いもあれば登記もある。登記だって、仮登記をするときもあれば、そういういろんなものがありますね。それから、引渡しだって、占有改定みたいなことをやる時だってある。そういう風にいろんな状況があつて物が移っていく。全部そろつたときにこれは所有権が移つたということは誰も文句は言わない。何も動き始めないときには所有権はまったく移らないということも文句は言わない。だけれど、中間の時点では微妙に事態が動いていくのではないですか。

藤原 正則 ああ、わかりました。そうだとすると、なし崩し的にという風にネーミングしてもおかしくはないってことですか。いや、私は要するに、所有権がいつ移るかという議論をすること自体が、仮象問題で馬鹿げているという風におっしゃることに先生のお説の力点があるのかと思つていたのですけれども、必ずしもそういうわけではないって言うことですね。

鈴木 禄彌 最終的には全部が移つたということにまで反対する必要はないでしょう。全部が移っているのなら、所有権は最後には移ると考える。しかし、全然動き出さないときは、所有権は移っていない。要するに微分的に少しずつ動いていくと。そういう風に言つてはいけませんかね。

藤原 正則 いえ、先生のおっしゃるとおりだと私は思っているのですけれども、ただ、先生の主張の力点が、どっちなのか、というのがよくわからなかつたので、「なし崩し」というよりも「問題にする必要がない」というほうに力点があると思つていたものですけど。ですから、それをお伺いしたかっただけで、それ以上ではありません。

鈴木 禄彌 事物の変化というものは、例えば、生と死なんていうのも同じことで、生や死が無いなんて言うのはおかしい。だからいつか人間は死ぬということもいひし、生きていたということもいひけれども、だけど、その真ん中のところでは何ともいえないといえは、それでいいでしょう。

藤原 正則 はい、先生のおっしゃっていることはいわゆる類型的な判断というやつで、先生はいろんなところでそういうことおっしゃっていますよね。それから、物権と債権との区別に關することでもそうですし、不当利得の効果論のところでも「過

責の衡量」とおっしゃっていますよね。だから、先生は先ほどの民法学の方法論とか言うことについて、自分で意識してしゃべったことは無い、書いたことはないとおっしゃっていましたけれども、それはおそらく先生の思考様式の特徴ですよ、きつと。わかりました、ありがとうございます。

吉田 邦彦 先ほどちょっと僕がお聞きしましたことですが、アメリカですと、クリスタルルールとマドルール、ルールとスタンダードの思考様式の違いというのがありましてですね、非常に明晰なルールを出したがるタイプの法学者か、それとも多くのファクターの考量で曖昧なスタンダードで出すか、そういうルールとスタンダードというタイプの議論があるわけですね。アメリカの判例、例えば所有権を収用するということについて多くの判決があつて、それは所有理論の一番のホットなトピックの一つであるわけですが、保守的なアメリカ最高裁の裁判官はルールにしたがつてパスツとやるというのに対して、もっときめ細かに、段階化して、ファクターに分析して、スタンダード的に攻めていったほうが良いのではないかという議論があるわけです。それで、鈴木先生の議論は、昔のブレナン判事などのスタンダード的な基準を出したというようなことに対応しているのではないかと思うのですね。しかし、一九九

〇年ごろに平井教授が利益考量批判をなさった眼目の一つは、ある事象がその命題に入るか入らないかということが、クリアにわかる法命題がというのが、より優れた法命題で、そういうような議論をしなければいけないというところにあつたように受け止められます。そしてそれによりますと、例えば、信頼関係破壊理論の基準に関して、広中先生のザツハリツヒカベルゼンリツヒカ、というような議論というのは、学界では少数説にとどまりましたけれども（もつとも、広中先生は、ウェーバーの法社会学的な基礎理論を背後に据えて論じられたわけですから、このような解釈論の結論だけで「少数説」と整理されることには、ご不満でしょう。多分、この説を反批判する側にも基礎理論を期待しておられたように思われますが、この問題にはこれ以上立ち入りません）、平井先生の基準にかかると、広中説はクリアな法律論で、反論可能性はつきりしているという意味で、良い法解釈論と言うことにもなつたりもするわけです。そういった近時の利益考量論批判の動きというのに対して、先生がどう見ておられるかということもお聞きしたいのです。それから、先程お聞きしてリスボンが無かったのですけれども、川島先生の峻別論理に対して、鈴木先生は意識しながら、いやそう簡単にはいかないのではないかと、all or nothingではな

いのではないかという問題意識が、鈴木民法学の基調にあると理解してよろしいですか。例えば、過失相殺とかですね、あの様な法解釈思考様式を先生は好まれるのではないか、また別の例として、表見代理だけで、*all or nothing* 式に解決するのはなくて、金銭的な損害賠償を含めたような中間的な処理のほうを志向されますかというようなことです。東北大学で、広中先生と鈴木先生が火花を散らして議論をなさって、そこからアウフヘーベンされて、どういような議論になっていったのか、それとも、やはり、そちらはそちら、こちらはこちらという感じで、平行線で議論が流れていったのか、その辺のちよつと細部のところでもお聞かせいただければ、と思うのですが。

鈴木 禄彌 別にそういう形で広中君と議論をした結論なのではなくて、私固有の考え方に基づいての考えです。だって、それは二つの考え方があってはなくて、事態が違うのではないですか。私は、なるべくならば微分的な考え方をしたいわけですよ。できるなら全てすべきだけれども、世の中には出来ないものがたくさんある。例を挙げると、例えば自動車が無理なすくそばを通り過ぎて行っちゃって、私にぶつかなければ法的にはなんでもないのですね。もし、私にぶつかなければ、傷害の問題になったり、傷害罪になったり、不法行為になったりする

わけです。しかし、そうかといって、今の様な事態で、自動車と私とすれ違っただけのやつは、これを懲役にはしないけれども、禁錮くらいはしておけという議論は現実には出来ない。本当は私とすれ違ったような運転をしたようなやつは、軽い意味での処罰はすべきだけれど、そうすることは社会的に能率的ではないわけでしょう。だから、しないのではないのですか。

だから、峻別の理論というのは、何も川島先生に僕は反対をしているのではなくて、無いものは無いのですから、そういう事態は犯罪でも無ければ不法行為でもない。しかし、無限に不法行為に近いような、犯罪に近いような場合だつてあるわけですよ。だけれどもその効果というものを、無限に犯罪に近いものとして解決することは社会にとつて不合理なんじゃないですか。そういうやつをみんな処罰にし、不法行為にすれば、本当はいいのかもしれないけれども、出来ないのですね。それは学説の問題ではないのです。私はなんとなく峻別の理論が気に入らないわけだけれども、では、峻別の理論はあつさりやめてさつき私が申し上げたような、線グラフのようなものに行けるかということそれも、現実の社会では出来ないのです。

瀬川 信久 少し話が離れてしまいかも知れませんが、よろしいでしょうか。北大の理学部の長田義仁先生が、生体高分子や

ナノの研究をなさっていますが、北大の広報誌に「ゲル」の話を書いていらつしゃいました (Litera Populi Vol.16, p.3)。ゲルというのは例えばコンニャクですが、コンニャクは力をいれていくと、あるところまではへこんで元へ戻る。ところが、ある程度以上押すとバシッと割れてしまい、元に戻らないで別のものになってしまう。それがゲルの状態ですね。ゾルというのは、何ていうか、シャーベットみたいに溶けている状態ですね。それで、長田先生がおっしゃるには、生命というのはすべてゲルだとのことです。今までの物理学は液体か気体か固体かの物理学で、ずいぶん蓄積があるけれども、ゾルやゲルの物理学というのはまだ蓄積が無くて、そこに自分に関心を持ったということをおっしゃっていました。この話を読んで、法概念や法律学もゲルと同じだと思ったのです。それは多分、人間の脳と社会の作られ方が、やっぱり生命というものが持っている共通の構造というか性格を持っているからでないかと思うのです。

それで、先ほどの先生のお話に戻りますと、確かに、脳を通ったときに不法行為になるかどうかという問題で、権利侵害や損害がないので不法行為にはならない。しかしもっと微妙な例を出しますと、他人の持っている山奥の原野を *trespass* しても不法行為にはなりません、しかし、他人の駐車場に自動車を置

いたら、がら空きであっても、やはり損害はあると見るだろうと。損害というものを規範的に考えて、不法行為を認めるだろうと思います。それでは、同じ空き地でもっと中間地の空き地だったかどうか。やっぱりこうして微分の問題になります。しかし、どこかで線を引く必要がありますね。では、なぜ線を引くことが必要なのか、という問題になるのかなと思うのですが、何かそのあたりについて先生のお考えを教えてください。ば幸いです。

鈴木 禄彌 衡平という問題をどういう風に考えるのでしょうか。例えば、今のは、人の駐車場に車を勝手に置いたという場合のことで、その場合には、不法行為かそうでないかを明らかにして、金を取れるのか取れないのかをはっきり決めなければならぬのでしょうか。

瀬川 信久 要するに、損害というのを、やはり概念的に、どこかに線を作らなければいけないということですね。

鈴木 禄彌 だって、ゼロに無限に近い損害もあるわけですからね。だから、その意味では、僕は、無限にゼロに近い場合はゼロで処理できるのならそれでよいと思います。ただ、それはあまりにも計算が面倒くさいから計算をしないだけなのです。いろんなことが金銭問題になれば、かなりのところまで適当に

解決が出来る。そう思うのですよ。ただ、特定物債権の場合をどうするかという問題ですが、その点さえ処理できるならば、全部金銭にしてしまえばよい。英米法では、ある物を引き渡すなんてことはしなくても、金銭さえ支払えばいいと、そういう考え方になっているでしょう。それでもいいじゃないですか。それでもいいけれど、その場合に厄介なことは、そうすると、一つのを給付してもらえないときにはいくら損をしたかという計算が厄介で、それで、それが反って不公平になるといことはありうる。それをどうするかということだけが残ることになるのですよ。

瀬川 信久 計算のコストの問題を考えて概念的に線を引いている、というのが鈴木先生のお考えだということはわかりました。その考えとひよっとして関係があるのかどうかわかりませんが、今日の題目に上がってお話しなさらなかった「新訴訟物理論 三ヶ月氏」という部分についてお聞きしたいと思えます。新訴訟物理論というのは、いろんなことをひとつの大きな概念の枠の中に入れて、その中で議論しなさいというよと、一種の微分、積分って言ったほうがいいのかな、そういう方法ですね。そのところを、鈴木祿彌先生のお考えだと、どういう風に考えたらよろしいのでしょうか。

鈴木 祿彌 民事訴訟法は、よくわからないのですが、私が三ヶ月さんの理論にわりに賛成なのは、例えば、ある事件の加害者と被害者とがいるというときに、これが不法行為か債務不履行かなんて考えることは重要なんじゃないやなくて、あっちからこっちへいくら金を払ってやるべきかということが重要なのだ、と考えます。だから、あの議論は、不法行為か債務不履行かがどっちでもいいというのは三ヶ月さんの本心ではないでしょうか。当事者にとつてはそれはどっちでもいいではないかというのが根本にあつて、だから、受給権つていうのですか、要するに、これこれをよこせつていうことが中心で、どんな理屈でよこさなければならぬのかなんていうことは、それはどちらでもいいことで、当事者にとつてはどっちがどっちに何を渡さなければならぬかということが、二人の間の争いの要点なのだ、そういう風に考えています。

瀬川 信久 ただ、そうしますと、その分、程度の問題かもしれませんが、新訴訟物理論のほうが計算というか、思考のコストがかかるのです。だから、それは、結局、鈴木祿彌先生のお考えと全部平仄があっているのかもしれないですね。

鈴木 祿彌 ええ、そういうことです。

吉田 邦彦 さっきの瀬川先生の議論を引き取って、昨日も

ちよつと議論をしたのですけれども、金銭問題化できるかどうか、そうすると先生の思考様式が量化できることになるというわけなのですけれど、他方で僕はちよつと、所有権のほうから代替的か非代替的かという形で整理したことがございますが、そうしますと最近は人格権問題などのように、非代替的な問題がクローズアップされてきて、それをどう線引きするかというようなことになりました。

鈴木 禄彌 それはよくわかります。私もこのごろ家族法の問題を少しやろうと思っているのだけれど、有責配偶者の離婚請求なんていうのは、非代替性の問題の極限ですよ。婚姻なんていうものも、どうだつてよくて、判例によると、結局金を払えばいいことになる。最終的には、そういう方向に進んでいるわけでしょう。実際に私は別れたくないし、悪いこともしていませんと言つても、金は払うからと言われれば離婚されてしまうでしょう。まあ、そういう方向に近づいているでしょう。そういう考え方で人格権についてだつて、例えば、侮辱されたつて何されたつて、金さえ充分に取れば侮辱くらいされたのなら我慢しろよという考え方に近づいていっているのではないですか。

藤原 正則 先生のおっしゃるような方向で考えるのであれば、離婚の場合の年金分与みたいな制度は、どんどん認めるべきだ

ということになりますよね。

鈴木 禄彌 ええ、最近の判例の傾向はそうでしょうね。

藤原 正則 そういう風に法律学を構成していこうという、そういうことですか。

鈴木 禄彌 いいえ、そういう風にしようと言つたのではなくて、現在の動向はそうだといつていっているのです。有責配偶者に離婚請求を認めようというのは、つまり、そういうことになるのではないですか。つまり、夫婦のどつちがいいとか悪いとかか、婚姻の道徳とか、そんなことを問題にしているのではなくて、結果的には別れられるわけですからね。勿論今は、いがみあつていても相当な期間我慢していなければならぬという問題はあるけれども、その期間がだんだん縮まっていくわけですね。結局は、全部金銭の問題になつていってしまうのではないですか。そうだとすれば、特定物を盗んでも、金さえ払えばすべていいということになるかもしれませんね。だから僕は、本当は有責配偶者からの離婚請求にはあんまり賛成ではないのです。皆金銭の問題だという風にもつてゆくなら、特定物債権というものをどう処理すべきかよくわからなくなるのですよ。

吉田 邦彦 有責主義、破綻主義の問題は、やはり原理の問題なのでですね。離婚に際して、帰責性を問題にするか、そうでは

なくて、事実 に即して処理するかということでの見解の対立です。ですから、金銭問題で片がつくかどうかとは、議論の平面が違うでしょう。金銭も勿論大事ですが、それどもね。

鈴木 禄彌 ことわっておきますが、僕はそれがいいと思ってるのではないのですよ。婚姻の場合も特定物の問題だと考えればいいわけですよ。まあ、女房に対する所有権なんていうと怒られてしまいますが。そういう問題だと考えていけば、有責配偶者から離婚請求したって、俺のものを何で取っていくのかと、こう言えるわけですね。それに対しては、どうも今は、金さえ出せばいい、という結論になりつつあるのではないですか。そう言ってしまうばもう特定物などということだって、どうでもいいではないか、人生で一番大事な婚姻でさえ、金を払いさえすればぶっ壊せるのに、自分の持ち物ぐらい取られたって、金を払ってくれさえすれば、我慢しろということになるのですよね。大概のものは買えるのですから。

吉田 邦彦 英米法でも、specific performance (特定履行) もありますけれども、先生のおっしゃるように、例外的なエクイティ法理であるということですね。私の申しているのは契約法の世界ですが、コモンローでは、金銭賠償が原則です。高見先生のほうからは他にないでしょうか。

高見 進 私は、抵当権者の地位ということについては、最近、抵当権者の地位が少しずつ強化されている面と制約されている面があると思うのです。それで、特に会社更生法とか民事再生法なんかでは、抵当権者の地位が、やはり制約されていると思うのですけれども、これは抵当権の歴史的な評価からすると、どういう風に先生は評価されるのか、簡単に教えていただきたいのですけれども。

鈴木 禄彌 まあ、歴史的にと言われると困ってしまうのですが、一定の金額の債権を優先的にもらえるはずだということになってくる者にその金を渡さなくていいかと言うことですね。だから、抵当権付の債権という特定物債権だと言うと、今の問題になってしまふけれど、そういう一種の特殊な優先権が付いている債権、そういう債権というものは、例えば、企業再生の場合みたいな法律で削ることが出来ることになっているから、そうならざるをえないのではないですか。

高見 進 制約されるのは、もう仕方が無いということのようですけれども、でも、お金を貸すときに担保を取る抵当権者の期待と、効率性ということからいえば、その倒産した土地には、抵当権を実行して、全部回収できるはずのものが、企業の再生のために抵当権者を制約するということは、何か歴史的に

見ると特別な事態のように思うのですけれども。

鈴木 禄彌 だけれども、破産法というものは、そういうものですね。だって、債権者は、百万円取れるって言うことになっているのに、破産になると十万円しかよこさないのですからね。
高見 進 ですけど、破産法の場合は抵当権者と一般債権者は全く違っていて、抵当権者はともかく物があれば、そこらもっていただけますよね。

鈴木 禄彌 そう解すべきなのかが問題ですね。要するに、抵当権を、特定物を目的とする一種の債権とするか、それともそういう形の優位の債権だという風に考えるかどうかですね。

高見 進 優位にあるという債権だと考えれば、それは相対的なものなのですか。一般債権者と抵当権者に、それは段階的かというと、あるいは時代によって、立法政策によって何とでも変わるものなのですか。

鈴木 禄彌 私はそうだと思います。だって、そうすることが債務者たる企業、つまり資本主義社会が、どうすると円滑にいくかという問題ですからね。それはまた国民が、国民の全員ではないけれども、大多数がそれでいいと思ってるかどうかの問題なのです。立法とはそういうものです。法というものを

そういう風に考えれば、仕方がないのではないかと、私は思います。

高見 進 その国民の多数がそう思っていることについての先生の学者としての評価を、つまり、その点については、こんな風には思っているけれども、そんなことをしたら、やはり合理的な金融というものが損なわれるのではないか、あるいは、いやそういうでもない、そんなことは歴史的にはなんとも言えない、そういう風なご感想をちよつと伺いたいのですが。

鈴木 禄彌 いや、その点は僕も、責任を持つては言えませんが、そういう風に、破産のときは一般債権が現にそうされるのですからね。元来の期待という点からいえば、普通の債権だって百万円貸した者は百万円取れるはずですよ、取れなければおかしいですよ。だけれども、いわば資本主義社会全体のために我慢しろと言うわけです、破産法というのは。

高見 進 いや、それは取ろうと思っても取れないからそう言うのです。それは、破産についてはそう説明付きますでしょ。全部売ってしまったって、ないって言うだけの話ですけど、抵当権者と一般債権者でね……

鈴木 禄彌 だって、それは結局、一般債権者の負担において

でしよう。

高見 進 ええ、まあ、そういうことになります。

鈴木 禄彌 だから、問題はその二つの利害関係者間での利益衡量ですね。ですから、議論がそこまで行くと、国民の大多数というのは嘘ですけど、嘘の効用でね、国民の大多数がそれでいいと思ってるものは国民にとつてもいいのではないですか。

高見 進 そうですね。ありがとうございます。

藤原 正則 高見先生の今の質問を続けてもいいですか。今のは、取戻権に関しても同じですか。先生が二重譲渡の議論をされたときに、二重譲渡でああいう風におっしゃるのだったら、取戻権に関しても同じようなことをおっしゃるのではないかと思つたのですけれども、そういうことになりませんか。

鈴木 禄彌 そうだと思います。そもそも所有権というものは目的物に対する支配権がそういう風に構成されているわけで、場合によると所有権ではなくて、賃借権だったり、地上権だったりするわけです。だから、まさに借家法にだつて、何で借家人は出て行かなければならないのか、という問題が起こるわけですよ。家主なら、持ち家なら出ていかななくてもいいのに、というわけですね。所有者と同じように三〇年も住んでいるのだ

から出なくてもよい、という議論もあるのですからね。だからそれが、さつき申しました、篠塚昭次君のハイムゲダンケ (Heimgedanke) になるわけです。つまり、それは、俺が住んでいるところが故郷だ、故郷というのは俺の根が付いたところと所有権がある、とこういうのでして、それにも、もつともなところもあるけれども、それを全面的に肯定することはできない。だから、そこで、「正当の事由」というところで妥協するのですね。つまり、ある程度もつともな理由であれば、借家人であれば出て行け、ということになる。しかし所有者だつて土地取用の要件に当たつていれば、追い出されるわけです。だから、これも立法の問題なのではないですか。ですから、所有権なんていうものは法的構成の問題です。でも、それを言うのと、それこそ、私有財産制度を否認したなどといわれる可能性があります。りますけれど。

藤原 正則 先生のさつき二重譲渡のお話なのですけど、先生は二重譲渡で金銭だつていいではないか、損害賠償だつていいではないかとおっしゃつたので、そうは言つても、債務者がお金を払ってくれるかどうかはわからないから、所有権とは担保みたいなものですよね、と、先生なら当然お考えのことで、そのあと、こういうことをお伺いしようと思つたんですけれど、

破産法、取戻権だつて同じではないかとおっしゃると、やっぱり同じことですな。

鈴木 禄彌 そういふことです。

藤原 正則 逆に、先生のようにお考えになると、第一買主が第二買主に所有権を取られてしまったときには、第二買主の売買代金債務に代位すると、代償請求で第一買主に持つていかれるということも充分考えられていいと、そういう風になりますよね。ある意味では、どうにでも組み合わせられるんですよ。そういう話になりますね。

鈴木 禄彌 ええ、ある程度はそういうことです。現に株式会社なんてものは、所有物なのかと言う問題があるでしょう。商法で、株式債権説なるものは、今はもうないかね。僕らは大会社の株を持つていけるけれど、私が会社の所有者だと思つたことないですものね。だから、あれは、いつかやがて配当が来るし、必要があれば株屋のところへ持つていけば売れるものだ、と思つてゐる。だから、あれは一種の債権ですよ、実質は。

吉田 邦彦 続けますが、先生は「債権者平等の原則」に関して、以前に法曹時報にお書きですけれども（法曹時報三〇巻八号（一九七八年））、私が最初にやつた債権侵害もその辺の問題を扱うものですが、まだ先生を崩せてないことを思い出しま

した。抵当権をどう考えるかというのは、別問題かもしれませんが、先程の先生の債権者の序列とか、所有権の捉え方のイメージとかを伺つていまして、それらについてあまり等し並みに平準化して考えない私見とは、やはりいろいろ違いがあるように感じました。五十嵐先生、昔のお話も出ましたけれども、何かご感想とかあればおっしゃってください。

五十嵐 清 先ほどの高見先生の質問は、とてもよい質問です。あの質問に対する鈴木先生の答えに、かなり鈴木法学の特色が出ていふように思われます。つまり、どうしても我々は、抵当権という一つの制度を絶対視し、抵当権はこうだからこうだ、という話になるのですが、鈴木先生の場合は、その前に、そもそもいろいろな債権者の間にどういふ優先順位があり、それが経済全体の関係でどういふふうに動くかというところから議論を始める、つまり抵当権を相対化される。その点で鈴木先生の答えは十分特色を表していると思われます。

私と鈴木先生とは年は二年違いますが、鈴木先生は二年間兵隊にとられたのに対し、私は半年海軍で過ごしただけなので、卒業は半年違いです。ちょうど私の卒業する半年前に鈴木先生は特研生になって、山田先生のゼミに出席され、多分、そのときに初めてお会いしたと思うのですが、それ以来公私ともに大

変お世話になり、この機会に改めて感謝申し上げます。私のよ
うな田舎者と違って、鈴木先生は東京育ちの大秀才で、先ほど
述べたような考えかたは単なる思い付きではなく、生まれつき
のものであるといえます。

私も鈴木先生と同じドイツ法専門だったのですが、私は財産
法ではとてもかなわないと思ひ、もともとの希望でもある家族
法を専攻し、まず遺留分を選びました。北大でも家族法を研究
するつもりでしたが、山島先生が翌年やってきました。彼のほ
うが本格的な家族法学者ですので、これまた到底かなわないと
思ひ、私は財産法に転じました。先ほど西ドイツの男女同権に
ついての問題がでてきましたが、あの論文はドイツ留学中に執
筆され、法学雑誌の創刊号に掲載されたと記憶しています(「男
女平等の西ドイツ的理解」大阪市大法学雑誌一卷一号、二号(一
九五四年)。あれは、私にとつては衝撃的な論文で、家族法な
らなるとか鈴木先輩に伍してやれるかなと思つていたのに、あ
のようなものを書かれて、これではますますやる気がなくなつ
たという、そういう思いをしました。それから先のことを言え
ばきりがないのですが、時間の関係もありますので、今日はこ
のくらいでやめます。

鈴木 禄彌 いや、僕は、さつき言つたとおりに、語学が得意

ではない、しかもその上に二年間中断があつたものですからね、
全く駄目だった。だから、五十嵐君にはまるでかなわない。こ
の人は、初めはドイツ法だったのでしようけれども、万国法に
なつてしまつたわけですね。それに反して、こつちはもう諦め
たわけです。比較法も諦めれば、近代の法制史も諦めた。それ
で、民法解釈論に回つてしまつたのです。比較法のほうがずつ
と学問らしいですよ。学問らしいからよいということは無いか
れどね。

吉田 邦彦 五十嵐先生との関係といひますか、さきに私もお
聞きしたように、わりに鈴木先生の世代は利益衡量(考量)論
者といひますか、好美先生、星野先生、米倉先生、そういう先
生と似た手法で、お考えになるという方が多くおられて、その
影響力が大きかつたと思うのですけれども、それぞれ、何かこ
の点が違つたかです、何かそのようなコメントとか、いただ
けたらと思つてゐるのですが、どうですか。星野先生とはこう
違つたか、です。

鈴木 禄彌 いや、僕は、他の人のがどうだつて言うことはな
くて、他の人の本をあまり読まないで、勉強しなかつたので、
駄目なですよ。それでいつも、ここがおかしいとか、他の人
の荒ばかり探してやつていたのです。だから、いつまでたつて

もまとまらない。いい加減です。だから、反星野でもなければ

反好美でもないのです。むしろ、本当にもし能力があつて、反何々というのをやりたければ、反川島かなんかをやりたいのですが、能力が無いから出来ない。だって、川島先生のように、ああいう本当にユニークな方には、なにを、と言いたいのですが、駄目なのですよ。またやっぱり我妻先生なんてのは、どこを突いていいのかわからないのです。本当のことを言うと、星野君とか加藤氏とかね、好美君とかああいう人たちが、俺とおなじような考え方を多少述べてくれている人もいるなどというだけで、心強く思うだけです。それ以上は何もないのです。

吉田 邦彦 さっきの金銭問題でちよつと福井秀夫さんの名前も挙げられましたけれども、先生のご議論は、居住権論という、ハイムゲダンケにも類似したもので、その当時そういう社会的な意義があつたと思うのです。それが、今の逆の政策思考の論者と妙にドッキングしてしまうのかという問題があります。金銭問題に還元して経済分析に尽きるとかという形で、新自由主義みたいな議論と、ドッキングしちやったりすると、先生の本来的趣旨に反するように思うのですが（先生も信山社の『定期借家権』の本に書かれているように、彼らの主張とは違うわけですよ）。それとも先生には、彼らに繋がってしまうような

側面があるのでしょうか。

経済分析と言つてもアメリカなどではいろいろあるわけですが、日本では、住宅問題の経済分析の層が薄いものですから、居住権者の保護の側からの経済分析っていうのが、先生のあそこの御議論を読ませてもらつてですね、ちよつと、アメリカでの左派の経済分析論者がやっているのと対応しているなど、興味深く思つたのですけれども……。先生は、幅広くなさつていらっしゃるから、いろんな人の師なのでしょうけれども、方向性としては彼と区別しておかないと、ちよつと違う方向でいつてしまうのではないかな、と危惧したりもするのですが。

鈴木 祿彌 経済分析といつても、わからないのですよ。僕は福井君に誘われて、あの「経済と法」という学会が出来まして、あれに入れて言われたのです。その時、経済と法というけれども、社会法みたいなものをどういう風に処理するのかということ、説明してくれば、俺は会に入るといったのですよ。だけど、説明してくれないのです。それで、例えば大河内理論では、労働者を保護すると資本主義の回転のためにいいわけですから、それは経済的意義があるわけです。けれども、私みたいな年寄りも早く死ねと、いう者もあるくらいで、年寄りなんでものを保護したつて何の役にも立たない、それをなぜ保護す

るべきなのかということには、なかなか答えてくれないのです。それで、経済の人にも聞くのですけれども、わからないのですよ。年寄りや身体障害者や精神障害者は皆ガス室に押し込めてしまえば、経済的には非常に効率的ですが、そうならないのはなぜかということの説明を欲しい。それを皆さんも考えて欲しいわけです。誰もそんなことを言わないから、皆さんは気になさらないけれど、本当は弱者保護などをやめたら安上がりで、税金がずっと安くなるし、勿論、介護のほうの保険料も要らなければ恩給も要らないから、ものすごく政府は喜ぶ。皆さんも、社会保障法を専門に勉強してくださらなくても、頭のどこかにちよつとは入れて欲しい。家族関係でも、さっきの、何で有責配偶者の離婚請求はいけなかなんて考える必要はなくなるのです。その問題さえなかつたらどどん離婚させてしまえばいいのですね。何も善良なる奥さんが追い出されたって、なんでもないですからね。

吉田 邦彦 やはり、非経済的・非金銭的な脱施設の意義とかノーマライゼーションの価値とか、やはりさつき議論したような問題に戻ってきて、それで何らかのそういう問題に対して、金銭問題以外の面での態度決定をどうするのかという話ですよね。

鈴木 禄彌 それが、わからないのですよ。でも、どうも僕の議論を突き詰めていくと、年寄りは皆ガス室へ行けという結論になるのですよ。

瀬川 信久 全くの直感ですけれど、そういう風にしたら、元氣な働き盛りの人たちが働かなくなるのではないのでしょうか。年を取ったら自分たちが危ないから。死者の名誉権というものにも、多少そういう考えがありますよね。俺の死んだ後自分の名誉が滅茶苦茶になるようだったら困ると考えて生きている人たちがいいると思います。

鈴木 禄彌 それもおっしゃるとおりだけれど、若いときになんとエンジョイして、うんと遊んでね、七十ぐらいになったら俺はガス室へ行くよという考え方も成り立つ。僕は、その話を大学院でやったことがあるのです（成年後見制度と高齢者保護——老人は死ぬべきか）日本学士院紀要五七卷一号（二〇〇二年）。「年寄りは死ぬべきか」という演題でした。「年よりは死んでください国のため」という、川柳を知っていますか。老人が皆死ねば、確かに、年金が払わなくてよくて、介護保険料も払わなくてよいし、国のためになるのですよ。それを僕は、どう考えたらよいかって、わからない。その時ある会員の方は、「鈴木先生はどうなさるか」というから、「僕は書斎で日向

ぼっこをしながら、やがて阿弥陀様が迎えに来てくれるのを待っている」と答えました。日本の仏教の考え方で、阿弥陀如来と言つて、極楽からお迎えに来てくれ、極楽に連れて行つてくれるというわけです。だから、「そうして阿弥陀様が迎えに来てくれるのを待っているほか、方法はないでしょうかね」と

答えたら、文科系の先生のうちにはね、「やつぱり阿弥陀様にお願ひするほかありませんね」と言う方もありました。だつて、それ以外に結論はないのですからね。さつきお話があつたように、

若いやつが働かなくなるかも知れませんが、しかし、若いやつが年寄りを背負つてね、税金をうんと払わなければならぬようになれば、余計働かなくなるかも知れないでしょう。俺たちがいくら働いたつて、みんな年寄りが食つてしまうのだと、そう言われたら困つてしまう。だから、老人の問題が一番困る。子どもはいいのですよ。子どもと労働者は生産力だから、死んじゃうと後が困るのですね。だけど、年寄りと障害者は死んでしまつてもいいでしょうか。いや、私はいいとは思つていないですよ。それだから、社会法つてものを考へて欲しいわけですよ。

瀬川 信久 さっきの高見先生の抵当権の質問に対する先生のお話とか、今のお話をお聞きして、先生にはそのようにサ

イクルにして物を考えられるところがあるように思います。他方で、先ほどの川島先生の峻別の論理というのがあります。ドイツ法の峻別の考え方に先生は違和感をお持ちだったことはいののでしょうか。あるいは、ドイツ法自身も変化しているようなところを、個人的には感じるのですが。

鈴木 禄彌 いや、それは私にはわかりません。だつて、ドイツ法つてほんとうに峻別しているかしら。それはわからないですよ。

吉田 邦彦 でも、債権・物権の峻別の建前とかドイツ法はユークです。

鈴木 禄彌 いや、まあ、それはそう書かれているだけで、しかし本当は峻別されていないんだ、とも考えられるでしょう。

瀬川 信久 一応、表面的には峻別しておいて、最後のところで、例えば不法行為ですと、損害賠償で原状回復などというのを入れてくるとか、最後のところはそんなに峻別してないところがあちこちあるので。だからそれを、何か先生の……。

鈴木 禄彌 いや、だから、僕はもうドイツ法専攻じゃないからよくわかりません。

五十嵐 清 ドイツ法で峻別だけを捉えるのはちよつと問題だと思ふけれども、やはり方法論とか理論とかが過剰だと思ふの

で、僕自身もついていけないところが多いですね。だけど日本の民法学者には結構そういうドイツ的方式に慣れている人はたくさんいますね。

鈴木 禄彌 ずるい逃げる言い方をすれば、ドイツ法というのは、それを勉強するにはしやすい。だって、債権だ、物権だ、と峻別するからね。僕の言うように債権だか物権だかわからないものがあるとか、所有権かどうかわからないとかいうこと言ったら、わかりにくいでしょう。そうならないためには峻別の考え方が非常に便利だった。だから、僕は日本が明治にドイツ法を入れたのは、非常に賢明だったと思う。あれは、教えやすいのですよね。その意味で鳩山先生なんかは、すごく偉いわけですよ。バツで教えることができたのですからね。僕のよくな言い方だと、何を言っているのかわからない。ですから、谷口先生には「わからしめへん」といわれたりしました。

藤原 正則 先生がおっしゃったようにドイツ法って、優等生のノートみたいですよ。しかも、田舎のガリ勉の優等生のノートみたいで。田舎の学生で、すごく試験の勉強を一生懸命やる学生のノートを見ているような感じですよ。よくできたコンメンタールはありますし。僕は、ドイツ法が特別好きなわけじゃないのですけれども、日本人は型崩しをすぐやりますがりますよ

ね。要するに、分類をちゃんとやらないでグチャグチャにしますよね。しかも中途半端なところで。先生のように、ある程度以上の方がやられるのならいいのですけど、それ以下の人が、中途半端なオリジナリティを求めて、何でもかんでもバラバラにしちゃいますよね。それで総合的判断だとかですね、わけのわからない議論をしますよね。あれに比べればドイツ法の分類はましだと思いますけれどもね。

鈴木 禄彌 軍隊では、鉄砲を撃つのだって、こう持ち上げこういう風に格好が決まっていればいいわけです。だから、農村を出てきたばかりの、いわば、こういっちゃ失礼ですが、教養のない人でも鉄砲も機関銃も撃てる。その教育の際には、何でそうするか、ということは一切問わない。こう持つてこうやれという。銃の打ち方でも何でもそうして教えるわけです。それで何とかなるのです。それは仕方がなかったのではないですか。それは日本というものが、ともかく明治維新に、伊藤博文なんてああいう人があんな風にして憲法なんか覚えたのです。勿論頭も、ものすごくいい人だったのでしようけれども。だから、僕のようなこと言っているやつは、阿弥陀様のところに行かねばならないのです。

池田 清治 お話はいくつかもう既に出てきたと思うのですけ

れども、確認のため、お伺いさせていただきたいと思えます。先生は、学徒出陣から東京に帰ってこられて、最初に大学へ行ったときに聴いた講義は川島先生の講義であつたとおっしゃいました。それで、ご自身も川島シュールレになりかけたとおっしゃつたのですけれども、そこでなりきらなかつた、と申しますか、結局はそちら側へ傾いていけなかつた理由というのは、先ほどから出ている峻別論と関連があるのでしょうか。どうしても川島先生のお考えに馴染みづらい側面があつたかと思うのですけれども、それは一体どの辺りであつたのかを伺わせていただけませんか。

鈴木 禄彌 実際に現実問題というのをいろいろ考えてみると、峻別では処理できないことが圧倒的に多いわけです。だから、理屈としては峻別なのだけど、それは絵に描いたものとしては非常にきれいで、だから、初めはすごくこの説に傾くものだけれども、何か具体的な問題を考えると、何かそうは言い切れない。そこनोंところで諦めたのだと思えますね。だけど、私のようではない方もたくさんいるし、渡辺君とか、そういう人がやはり一辺倒でやっているのですしね。でも、川島先生ご自身が、大體昭和三〇年くらいに転向されたときまではいえなくても、あそこでアメリカ的になられたでしょう。だから、先生御自身も、

やっぱりそこので行き詰られたのではないのでしょうか。
五十嵐 清 私どもは東大の特研生時代、第六共同研究室におり、それに対し、川島シュールレは第五共同研究室にいました。両者の間で、最初のころはあまり親しい交流がなかつたのですが、私の二年目くらいから、鈴木先生や私などは渡辺さんなどの川島シュールレと親しくなり、そういう時代が続きました。したがって両者は別な道を歩んだのではなく、かなり共通の面があつたと思います。

吉田 邦彦 院生さんでどうでしょう。なにか。

今野 正規 今日の話で、金銭化、そして分類、それで、それは軍隊であればそうだ、という話を連続させて、僕は考えたのですけれども、最近の社会理論では、こういう金銭的、類型的、画一的処理というのは、十九世紀に特殊な発想とされていて、実際には、必ずしも枠に入りきるものでもなければ、全てが金銭的に処理できるわけでもない、という批判が出てきています。そういう観点から見ると、では今まで私たちは、何に基づいて全てそういう金銭化という方向で流れていつているのか、もしくは分類という発想であらゆるものを考えようとしてきたのか、ということに対して、つまり、自分たちが今考えている思考様式というのが、一体どういう思想のもとにあるのが非常に問

題になつてきているわけです。これで、叩かれていますのが統計学で、何パーセントとか、確率的に処理しようという、そういう発想が批判されているということがあるわけで、今日のお話では鈴木先生も必ずしもその流れがよいとは思わないと述べておられたので、何か共通するようなところがあるのかなと、僕は思ったのですが、その点についても少しコメントいただければと思います。

鈴木 禄彌 僕もよくわからない部分です。金銭化されたって言うのは、僕は社会学を知りませんけれど、資本主義が非常に普及して、そして、大抵のものは金で買える。それが根本ですね。婚姻とか、親子とかああいうものだって、全て金銭化させてしまうのではないか。だって、親子という一番家族法では基本と考えられているものでも、特別養子制度なんていって、血縁上の関係をいわば、断絶させてしまうわけでしょう。だから、全部が金銭化されつつあるということもいえるのではないのですか。現実にはいろんなものが皆金銭化されて、そうでないものはないのではないかなあ。金銭化されるのが良いと私が考えているわけではありませんよ。だから、有責配偶者の離婚請求だって、必ずしもいいと僕は思わないけれども、ものごとは全て金銭化されつつある。それが、ちゃんと計算ささうまくいけ

ば、変に個別性ばかりこだわっているよりも合理的で公平なのもかもしれないね。

瀬川 信久 変に個別性にこだわっている例を挙げただけとありがたいのですが。

鈴木 禄彌 あるところに便利な家を持ち、土地を持っているとします。そこへたまたま取用の問題が起こってくる。それをどうするか、ですね。取用だって、いいところなら高く買ってくればいいから、絶対的に不利益なことは殆どありません。だからハイムゲダンケという考え方も、もつともなところはあっても、でもハイムゲダンケをとつても、十分な金をくれればいいのですよね。だって取用というものはそういう風に出ているわけです。どうせ、どんなにそこに居たくても、公共の利益のためには我慢しろという。公共の利益のために土地は奪われるが、金はくれるのです。

吉田 邦彦 最初から議論はやはり基本的に同じところを巡って、繰り返されていますね。近代経済学的に言えば、カルドアのヒックス的論法でどこまで行けるかということですね。その意味で、やはり川島先生の『所有権法の理論』で紹介された市場主義的な「商品交換」論、つまり、マルクスの一面の撰取による川島理論と鈴木先生との関係がポイントなのでしょう。他方

で、マルクス自身は疎外の議論もしていますし、それから、(交換価値と対比させて) 使用価値の話もしていますので、それを考慮していくと、もっと川島先生の所有権理論とは違った方向に行くと思いますね。

鈴木 禄彌 それはやはりそうかもしれませんね。だから、川島先生は、勿論マルキストで、非常に有能な方で、いろんなこともご存知だったし、ヘーゲルやなんかもお勉強になっておられますが、やはり講座派なのですね。あれは日本の近代社会というのは、実は半封建的だというのが根本的発想でしょう。だから、そこのはついていけないし、だから僕は労農派のような生き方になってしまふのです。

瀬川 信久 私は、講座派と労農派の対立についてはなんとなくのイメージしか持っていないのですが、先生がその言葉を使われるときの、具体的なポイントといえますか、イメージはどのようなものでしょうか。例えば、あの農地解放をどういう風に考えるか、ここで別れてきますね。先生が、講座派じゃなくて労農派だと仰っているときの中身を教えていただけるとありがたいのですが。

鈴木 禄彌 農地法の場合で言えば、やはり農地改革法というのは、日本の資本主義をよくした。日本で自動車があんなに

売れるようになったのは、農地改革のおかげです。だから、別にあれは半封建制を維持するためにやったのではないでしょう。もしかしたら、明治時代には半封建的だったという面もあったかも知れないけれど、それは全部が、徹底的に半封建的だったとはいえないかも知れず、その残滓を拭い去ったのが農地改革です。だから、講座派が、農地解放をどういう風に言っているのかわからないけれど、講座派は農地改革自体にも反対なのでしようね。

吉田 邦彦 それでは、長時間に亘りまして、ご議論をいただきました。もうお疲れのことかと思えますけれども、色々中身の濃いお話を長時間どうもありがとうございます。

鈴木 禄彌 いや、どうも勝手なことばかり話して、久しぶりに皆さんとお話が出来て、本当に懐かしく、うれしく思っております。それから、いろんなことを聞いていただいております。北海道大学と申しますと、かなり以前の北海道大学の学生さんはものすごくよく知っております、千葉恵美子さんなんかは、学会で逢いますと、今でもちゃんと寄ってきてくれて、私を恩師ですなんて言ってくれるので、うれしくなおります。本当に久しぶりで、喋らせていただきました。勝手な

ことばかり言って申し訳ありませんでした。不適當なところは忘れてください。

吉田 邦彦 どうぞ、先生、奥様、お元気で。また北大にいらしてください。

鈴木 禄彌 どうも、ありがとうございます。

(付記) 鈴木禄弥先生からは、ご講演後、お疲れにもかかわらず、来札から半月も経たない位の驚異的なスピードで、玉稿を北大法学論集のためにお送り下さいました。先生のご厚意及び北大法学研究科に対する誠意に、改めて深くお礼申し上げる次第です。また、先生のご講演原稿に付された注は、先生の指示に基づき北大法学研究科大学院博士課程の和田美江、今野正規の両氏の作成によるもので、さらに、討論部分のテープ起こしにあたって、両氏のお世話になりました。記して感謝申し上げます (吉田邦彦)。

(後記) この口演も、またその印刷化も、吉田邦彦教授の大変なお骨折りによって出来上がりましたが、それに加えて大学院の和田美江、今野正規両君には稿末の注記を作って下さったことに、本当に感謝しております (鈴木禄彌)。



講演中の鈴木先生